



内閣府

令和 8 年 3 月 5 日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

輸送の安全確保等に関する警告書の発出について

令和 8 年 3 月 5 日、一般旅客定期航路事業者に対し、輸送の安全確保等に関する警告書を発出したのでお知らせ致します。

記

1. 発出年月日

令和 8 年 3 月 5 日（木）

2. 事業者の名称及び住所

名称：合名会社水納海運

住所：沖縄県本部町谷茶 29

3. 違反の概要

令和 8 年 1 月 19 日、合名会社水納海運が所有する「ニューウイング みんなⅡ」が旅客 2 名、乗組員 3 名を乗船し、渡久地港～水納港に向け航行中、水納港水路口付近において、進入角度を誤り、リーフの角部に乗り揚げた事故を端緒に、海上運送法第 25 条第 1 項に基づく監査を実施したところ、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について事務所側で記録していなかった等、同社が定める安全管理規程を遵守していない違反事実が確認された。

4. 警告の内容

- (1) 安全統括管理者は、安全管理規程第 17 条に基づき、海上運送法をはじめ、関係法令の遵守と安全最優先の原則を職員及び乗組員に徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。
- (2) 運航管理者は、安全管理規程第 18 条に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にして、その実施を図ること。
- (3) 運航管理者は、安全管理規程第 24 条及び運航基準第 4 条の 2 に基づき、運航中止基準にかかる情報、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の結果等について運航日誌等に記録すること。
- (4) 安全統括管理者兼運航管理者は、安全管理規程第 53 条に基づき、年 1 回以上、船舶及び陸上施設の状況並びに安全管理規程の遵守状況の他、安全マネジメント態勢全般にわたり内部監査を実施すること。

5. 当該事業者に対する違反点数付与状況

当該警告により付された違反点数 7 点

当該事業者に付された累積違反点数 7 点

【問い合わせ先】

沖縄総合事務局運輸部運航労務監理官 普天間・平良

TEL:098-866-1839 FAX:098-860-2236